

GAP認証の取得を支援します！

公募期間：平成29年6月30日（金）～平成29年8月4日（金）

I 支援対象者

一戸でも団体でも応募可能です！

農業者個人、農地所有適格法人、農事組合法人、農業協同組合
その他農業者の組織する団体、※農業の専門学科を有する教育機関
※支援内容は、以下のIIの1のみとし、地域への公開審査を要件とします。



II 支援内容

1. GLOBALG.A.P.、JGAP (Advance、Basic) の**認証審査費用**を
全額補助します。(補助額に上限あり)



2. さらに認証取得に必要な以下の費用を**全額補助**します。(補助額に上限あり)

① **研修の受講(コンサルタント費用)**



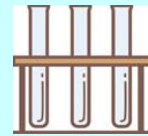
認証取得に向けて専門家の指導
(研修)を受けたい！

② **残留農薬、土壌及び水質の分析・調査費用**

上限5万円
/経営体

上限5千円
/経営体

上限1万円
/経営体



③ **施設改修資材の費用**

(農薬保管庫、出荷調整施設の蛍光灯破損時の飛散防止対策、防鳥・防虫対策に必要な資材、仮設トイレ)

1経営体あたり上限10万円、5名以上の団体で申請する場合は上限50万円

④ **作業工程管理や作物の状態の入力等に係るICTシステム利用料**



記帳作業を
簡略化したい！



III 支援対象者の要件

- ① 事業実施年度内に認証審査の契約を行い、翌年度までに認証を取得すること。
- ② ①に掲げる認証を新規に取得する者であること。(更新、継続は対象外)
- ③ 認証取得後、5年間は当該認証を維持することを書面で確約すること。

IV 優先採択

関連施策の重点的推進の観点から、ポイント付けによる優先採択を行います。裏面を参照ください。

※優先採択にあたってのポイント付けの項目及びポイント数は、「農畜産物の農畜産物の国際的に通用する認証取得の拡大事業実施要領(平成28年11月29日28生産第1161号農林水産省生産局長通知)」において規定されたものを適用します。

概要は以下のとおりです。

別紙 優先採択にあたってのポイント付けの項目及びポイント数

項目	3Point	2Point	1Point
団体認証	50人以上	30人以上	10人以上
対象品目 (いずれか1つ選択)	青果物	穀物	茶
実需者からの取引要件 への対応	海外輸出向け	—	国内向け
農業教育機関	該当	—	—
取得しようとする認証の種類	GLOBALG.A.P. JGAP Advance	—	JGAP Basic

ポイントが同点の場合には、申請費用が低い申請者から優先的に採択(団体認証による申請の場合は、費用の合計額を農業者の経営体数で割り算した1経営体当たりの費用で比較)